



「やさしい日本語」ロゴマーク使用規定

「やさしい日本語」の普及、活用推進のためロゴマークを作成しました。「やさしい日本語」に関連する業務等に使用することができます。



■使用上の注意

- ・ 「やさしい日本語」に関連し、「やさしい日本語」の普及活用推進の目的に沿った内容であれば、企業、団体、個人の方どなたでも使用することができます。
- ・ 使用にあたっては、静岡県くらし・環境部多文化共生課に御連絡ください。
- ・ 印刷や動画等の制作に関する費用は使用する方の負担となります。
- ・ このマークを商用目的で使用することはできません。
- ・ マークのカラーについては、変更できません。
- ・ 使用目的、使用方法が適切でないと判断した場合には、ロゴの使用を取りやめていただくことがあります。

■マークの使用例・活用例

- ・ やさしい日本語化した、文書やチラシ・ポスターなど
- ・ 外国人向け日本語教室のテキストやちらしなど
- ・ やさしい日本語に配慮して制作した動画

■「話そう、やさしい日本語。」動画など



- ・ 静岡県くらし・環境部多文化共生課では、このマークを使用した動画を作成しています。Web上で公開された本動画へのリンクは自由です。ただし、使用目的、使用方法などが適切ではないと判断した場合には、リンクの削除をお願いすることがあります。
- ・ 本動画の映像、音楽を加工・編集しての使用、二次使用及び素材の使用はできません。

「話そう、やさしい日本語。」で検索 ▶▶▶

